

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月4日 13時40分ごろ
発生場所	福井県若狭町常神岬 <sup>つねかみ</sup> 南方沖 常神岬灯台から真方位195° 2.0海里付近 (概位 北緯35° 36.3′ 東経135° 48.4′)
事故の概要	遊漁船第七佐藤丸 <sup>さとう</sup> は、南進中、また、プレジャーボートひとしこ丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年10月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 第七佐藤丸、7.3トン FK2-2286（漁船登録番号）、個人所有 第251-18366号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート ひとしこ丸、0.4トン 281-43004愛知、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船首部先端の三方ローラーに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波向 北北西、波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客8人を乗せ、釣り場を出発して帰航する目的で、手動操舵により約14ノットの対地速力で、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で南進していた。 A 船は航行中、船長Aが、右舷方の岩礁付近で漂泊していた数隻のミニボートを見ながら操船していたところ、B船と衝突した。 船長Aは、B船が死角に入っていたのかもしれないと本事故後に思った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、機関を停止した状態で船首を東方に向けて釣りをを行いながら漂泊していた。 B船は、船長Bが、左舷方から接近するA船を認めたものの、A船の船首がB船ではなくB船の船首方海域を向いているように見えたので、A船がB船の船首方を通過していくと思い、釣りを続けていたところ、A船と衝突した。 B船の同乗者は、腰部等に挫傷を負った。

<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、南進中、船長Aが、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で航行したことから、船首方の死角に入っていた漂泊中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船がB船の船首方を通過していくと思い、釣りを続けていたことから、船首方至近にA船が接近したことに気付いたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船が南進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首が浮上して船首方に死角が生じた状態で航行を続け、また、船長Bが、A船がB船の船首方を通過していくものと思い、釣りを続けていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船首方に死角が生じている場合は、船首を左右に振ったり、操縦室の天井から顔を出したりするなどして死角を補う見張りを行うこと。</li> <li>・釣りをを行いながら漂泊中、接近する他船を認めた場合、他船の船首方向のみで他船が通過していくと思わず、動静監視を続けて余裕のある時機に注意喚起信号を行ったり、移動したりして衝突を避けるための措置を採ること。</li> </ul>